

周南緑地公園内体育施設

(使用区分)		単位	使用区分(※)／使用料(単位 円)			
			1-(1)	1-(2)	2-(1)	2-(2)
専用 使用 料	サッカー場	1時間	742	3,710	1,113	11,130
	ソフトボール球場		516	2,580	774	7,740
	アーチェリー場		516	2,580	774	7,740
	補助競技場		317	1,585	475	4,755
	運動広場		317	1,585	475	4,755
附属 施設 及び 器具 使用 料	夜間照明	補助競技場	1競技場1時間以内 2,200円			
			以後 30分ごと 1,100円			
個人 使用 料	アーチェリー場	1人1回	高校生以下	60円(回数券12枚綴り600円)		
		3時間以内	その他の者	120円(回数券12枚綴り1,200円)		
備考 補助競技場については中央1・中央2に分割してそれぞれに適用する。						

※ 「使用区分」について

1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合

1-(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合

1-(2) その他

2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合

2-(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合

2-(2) その他

備 考

- 1 専用使用とは、使用者が一定時間一つの施設の全部(事務所、売店、器具庫等を除く。)を使用することをいい、その他の使用を個人使用という。
- 2 専用使用料は、上記に定める額に、施設使用時間(1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。許可を得て、別表第1の使用時間を超えて使用する場合は、それぞれ、超えた使用時間を1時間単位とし、1時間未満の端数は1時間とみなす。)を乗じて得た額とする。
- 3 専用使用で上記に定める附属施設及び器具、照明設備等を使用した場合は、上記に定める額を使用料に加算して徴収する。
- 4 入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、最高の入場料その他これに類する料金に(1)は50を、(2)は100を乗じて得た額を使用料に加算して徴収する。
- 5 入場料その他これに類する料金を徴収する場合で、会場の準備などのため当日以外の日に使用する場合は、上記使用区分1の使用料を徴収する。
- 6 既設の電気設備以外に電源を必要とする場合は、電気料金に相当する額を使用料に加算して徴収する。
- 7 指導者又は保護者等成人を伴わない中学生以下の者の使用は認めないものとする。